

# 委託費の積算

## ○ 設計等における数値の扱い

### 1-1 設計単価等の扱い

設計に使用する単価は、消費税抜きで積算するものとする。交通運賃等の内税で表示されている単価については、次式により求めた単価とする。

$$(\text{設計に使用する単価}) = (\text{内税単価}) \div (1 + \text{消費税率})$$

なお、算出された単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

### 1-2 端数処理等の方法

(1) 数量

数量に補正を行う場合、補正係数を乗じた設計数量は、小数第3位（小数第4位四捨五入）まで算出する。

(2) 単価（単価表及び内訳書の各構成要素の単価）

補正及び変化率等により単価に端数が生じる場合は、1円単位（1円未満切捨て）とする。

(3) 補正係数及び変化率

補正係数及び変化率は、小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

(4) 金額

各構成要素の金額（設計数量×単価）は1円単位（1円未満切捨て）とする。

(5) 雑品（地質調査業務についてのみ）

雑品は、個々の歩掛に示された割合を計上することとし、1円単位（1円未満切捨て）とする。

(6) 単価表の合計額

原則として、端数処理は行わない。

(7) 内訳書の合計金額

内訳書の合計金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

(8) 経費を算出する際の係数

経費を算出する際の係数（ $\alpha / (1 - \alpha)$  など）の端数は、個別に明記されている場合を除き、パーセント表示の小数第2位（小数第3位四捨五入）まで算出する。

(9) 諸経費

諸経費は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

(10) 技術経費

技術経費は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

(11) その他原価

その他原価は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

(12) 業務原価

業務原価は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

(13) 一般管理費等

一般管理費等は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

(14) 業務価格

業務価格は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

### 1-3 設計表示単位

(1) 設計表示単位の取扱い

1) 設計表示単位及び数値は、次項以降の(2)設計表示単位一覧のとおりとする。

2) 設計数量が設計表示単位に満たない場合は、有効数字1桁（有効数字2桁目四捨五入）の数量を設計表示単位とする。

- 3) (2) 設計表示単位一覧以外の工種について設計表示単位を定める必要が生じた場合は、(2) 設計表示単位一覧及び業務内容等を勘案して適正に定めるものとする。
- 4) 設計計上数量は、算出された数量を設計表示単位に四捨五入して求めるものとする。
- 5) 設計表示単位及び数位の適用は各細別毎を原則とし、工種・種別は1式を原則とする。
- 6) 契約数量は設計計上数量とする。
- 7) 設計表示数値に満たない設計変更は契約変更の対象としないものとする。
- 8) 単価契約には設計表示単位及び数位は適用しない。

#### ○ 諸経費等における取扱い

漁港事業の設計業務は港湾漁場関係工事積算基準〔(社) 全国漁港漁場協会 発行〕による。